

掲 載 要 領

1 収録内容と収録順序

- (1) この目録は、文化財保護法にもとづいて国が指定（または選択、選定、認定、登録）した文化財および滋賀県文化財保護条例にもとづいて滋賀県が指定（または選択、選定、認定）した文化財で、本県内に所在するものを平成16年1月1日現在で収録したものである。
- (2) この目録は、次の順序によって掲載した。
 - ア 国または県が指定した有形文化財（建造物）
 - イ 国または県が指定した有形文化財（美術工芸品）
 - ウ 国または県が指定（または選択）した無形文化財
 - エ 国または県が指定（または選択）した民俗文化財
 - オ 国または県が指定した史跡名勝天然記念物
 - カ 国が選定した重要伝統的建造物群保存地区
 - キ 国または県が選定した選定保存技術
 - ク 国が登録した登録有形文化財
 - ケ 国または県が指定（選定・認定）した文化財で、その後に指定等を解除されたもの（ただし、県指定の物件が国指定になったための解除は省略する）
 - コ 指定または認定された文化財で、その後県外へ移動したもの

2 国または県指定有形文化財および登録有形文化財の掲載要領

- (1) 有形文化財は、指定物件の所在市町村別に配列した。ただし、美術工芸品において所有者の住所が指定物件の所在市町村と異なるものについては、所有者の居住市町村の方にも括弧をつけて記載し、備考欄に指定物件の所在地を示した。
- (2) 同一市町村内での配列の順序は、有形文化財については、滋賀県企画県民部IT推進課が平成14年1月に作成した「市町村・町丁大字・統計区コード」によった。また、登録有形文化財については、原簿記載年月日順によった。
- (3) 美術工芸品は、絵画、彫刻、工芸品、書跡（典籍・古文書等を含む）、考古資料および歴史資料の順に掲載した。
- (4) 「種別1」欄は、次のように略記した。

国宝	国宝
重要文化財	重文
重要美術品	美
県指定有形文化財	県有
- (5) 「指定年月日」の欄の記入は次によった。
 - ア 旧法（国宝保存法）によって国宝に指定されていた物件は、新法（文化財保護法）によって昭和25年8月25日付で重要文化財に指定したものとみなされたが、指定年月日は旧法による日付を用いた。
 - イ 重要文化財に指定されている物件のうち、新法によって国宝に指定されたものについては、国宝の指定年月日を併記し、その左の「種別」欄に国宝・建造物のように記載した。
 - ウ 名称変更、追加指定等が行なわれたものについては、それぞれ次の略号を付してその日付を小文字で示した。

名称変更	名変
物件追加指定	追加
分割指定	分割
員数変更	員変
現状変更	現変
地域追加指定	地追
統合指定	統合
記載事項の変更	記変
- (6) 「所有者（管理者）[出品先・状況]」欄の記載について
 - ア 管理団体が指定されているときは、管理団体名を括弧内に付記した。
 - イ 保管者がある場合は、保管者名を括弧内に付記した。
 - ウ 美術工芸品の公開状況については、該当する文化財の右の位置に出品先の博物館等の施設名を次の

略号を用いて〔 〕内に記載した。なお、博物館等の施設名の下に、文化財保護法第48条に基づく勧告または承認の扱いにより出品されている場合は、「勧告」、「承認」、その他の理由により寄託されている場合は、「寄託」の文字をそれぞれ記載し、出品状況の種類を判別できるようにした。

東京国立博物館.....	東博
京都国立博物館.....	京博
奈良国立博物館.....	奈良博
大阪市立美術館.....	大阪市美
滋賀県立琵琶湖文化館.....	琵琶文
滋賀県立安土城考古博物館.....	安土城考古博
滋賀県立近代美術館.....	県立近美
大津市歴史博物館.....	大津歴博
彦根城博物館.....	彦根城博
滋賀大学経済学部附属史料館.....	滋賀大
長浜市立長浜城歴史博物館.....	長浜城歴博
曳山博物館.....	曳山博
栗東歴史民俗博物館.....	栗東歴博
野洲町立歴史民俗資料館.....	野洲歴民
土山町立歴史民俗資料館.....	土山歴民
甲賀町立歴史民俗資料館.....	甲賀歴民
秦荘町歴史文化資料館.....	秦荘資料館
高月町立歴史民俗資料館.....	高月歴民
朽木村郷土資料館.....	朽木資料館

(7) 「所在地」欄の記載について

ア 所在地は、指定物件の所在地である。

イ 所有者の住所が指定物件の所在地と異なるときは、美術工芸品については所有者の住所を所有者名の左側に小文字で記載した。

(8) 「時代または年代」欄には、時代を次の名称によって記載し、年代の明らかなものについてはこれを併記した。

縄文時代、弥生時代、古墳時代、飛鳥時代、奈良時代、平安時代、鎌倉時代、南北朝時代、室町時代、桃山時代、江戸時代、明治時代、大正時代、昭和時代、六朝時代、隋時代、唐時代、北宋時代、南宋時代、元時代、明時代、遼時代、 世紀（いずれも「時代」の文字を略して記入）

(9) 「備考」欄には、次の事項を記載した。

ア 修理工事等を実施したものについてはその種類と年度を略記したが、種類の略号は次のとおりである。

解体修理工事.....	解
半解体修理工事.....	半
屋根葺替工事.....	屋
屋根部分葺替工事.....	屋（部）
塗装工事.....	塗
部分修理工事.....	部
災害復旧工事.....	災
移築工事.....	移
美術工芸品の修理.....	修
修理報告書の刊行.....	報告書
保存庫・収蔵庫の建設.....	保存庫・収蔵庫
美術工芸品の防災工事.....	美工防災

イ 美術工芸品のうち、「国宝・重要文化財公開取扱注意品目」（昭44.12文化庁）に該当するものについては、それぞれ第一類、第二類と注記したが、その基準は次のとおりである。

（第一類） 材質ぜい弱、法量大または形状複雑で、取扱上危険が極めて大きいため、現在地からの移動を制限するもの。

また現在地における公開についても、絵画（障壁画の類を除く）、染織類は原則として30日をこえないものとする。

(第二類) 破損、褪色、剥落の危険があり、材質のぜい弱等の理由により公開を制限するもの。

一 絵画、書跡、工芸の染織の年間公開日数は原則として60日以内とし、臨時の施設における公開は1回12日以内、年2回をこえないものとする。ただし、現在地における障壁画の公開はこの限りでない。

二 彫刻、工芸(染織を除く)、考古資料の公開回数(現在地における公開を除く)は、年間3回をこえないものとする。ただし、管理上必要とみとめられる条件が整わないときは、公開をみとめないことがある。

ウ その他、次にかかげる事項等を記載した。

- ・名称変更の場合、その旧名称
- ・指定物件の所蔵場所を特記する場合
- ・その他参考となる事項

3 国または県指定の有形民俗文化財および無形民俗文化財、国または県選択の無形民俗文化財の掲載要領

- (1) 民俗文化財は、有形民俗文化財の次に無形民俗文化財を掲げ、それぞれ指定または選択した物件の所在市町村の順に配列した。
- (2) 選択されていた無形民俗文化財が指定された場合には、選択のときと名称が異なる場合があるので、同一のものであっても選択した名称で選択の欄に再載した。
- (3) 備考欄の、記録(昭50)は、記録作成を刊行した年次を示し、映像(平7)は、映像記録を行った年次を示す。

4 国または県指定史跡名勝天然記念物の掲載要領

(1) 史跡名勝天然記念物は、指定物件の所在市町村別に配列したが、天然記念物のうち「地域を定めず指定したもの」については、別にまとめ、「指定地域」については改めて地番等を掲載した。

(2) 「種別」欄の記載には次の略号を用いた。

国指定特別史跡.....特史
" 名勝および史跡.....名史
" 特別天然記念物.....特天
国指定史跡.....史
" 名勝.....名
" 天然記念物.....天
県指定史跡.....県史
" 名勝.....県名
" 天然記念物.....県天

(3) 史跡に指定されていた物件が特別史跡に指定された場合には、特別史跡に指定された日付をもとの指定年月日に併記し、その左の「種別」欄に特史と記載した。

名勝に指定されていた物件が特別名勝に指定された場合、ならびに天然記念物が特別天然記念物に指定された場合も同様の取扱いによった。

(4) 名称変更または地域追加の場合には、名変または地追と略記し、地域一部解除の場合には、地域一部解除とし、その日付けを小文字で付記した。

(5) 指定理由は「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」によった。

5 伝統的建造物群保存地区の掲載要領

- (1) 「区分」欄は、重伝と略記した。
- (2) 「備考」欄には、次の事項を記載した。
 - ア 伝統的建造物群保存地区の種別。
 - イ 伝統的建造物群保存地区内で指定された伝統的建造物及び環境物件の件数。